平成２４年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市脇田町118番地１
債務者　森近　美紀
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１３１号
佐賀県伊万里市新天町711番地２
債務者　信田　美紀（旧姓幸村）
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２５６号
大分市寿町８番11号　リバーサイド寿705
債務者　山﨑　弘美
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
長野市大字南長池694番地４　フレグランス長池Ｃ―102
債務者　土屋　和子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
長野県岡谷市東銀座２丁目13番32号　シャンボール岡谷103号
債務者　小椋　英明
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７２号
長野県岡谷市東銀座２丁目13番32号　シャンボール岡谷103号
債務者　小椋　直美
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５７号
長野県飯田市松尾代田1522番地１　今村コーポ302号、前住所長野県飯田市松尾城5100番地　代田アパート２号
債務者　清水　久美
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２６４８号
大阪府豊中市庄内宝町２丁目10番35の２号
債務者　小林　流羽
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８２号
大阪市住吉区長居２丁目８番８号　エルマーレ402号
債務者　与田　正子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６８号
大阪市西区立売堀６丁目７番43―206号
債務者　谷井　美和
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９７号
大阪府枚方市小倉町７番３号
債務者　吉江千賀子（旧姓田畑）
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８３号
大阪府吹田市広芝町９番27―1001号
債務者　村上　　卓
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０２号
大阪府寝屋川市明和１丁目11番10号
債務者　西岡　洋文
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４１号
大阪府茨木市寺田町２番29号の３
債務者　佐々木克明
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４２号
大阪府茨木市寺田町２番29号の３
債務者　成瀬　道子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４５号
大阪市平野区瓜破４丁目２番16号
債務者　上田八千子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４９号
大阪市旭区大宮４丁目３番30号
債務者　辻井　和真
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４５号
大阪府高槻市高垣町１番５号
債務者　山梶広太郎
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部